

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年8月 31 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2100170号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2100081号

第1 結論

請求者のA社（所在地：B県C市D）（以下「A社D店」という。）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成30年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏　　名　：男
基礎年金番号　：
生年月日　：昭和32年生
住　　所　：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成30年3月31日から同年4月1日まで

請求期間について、被保険者資格をA社D店からA社（所在地：E県F市）に移す際、A社D店の被保険者資格喪失年月日を誤って平成30年3月31日として届け出た。その後、令和2年11月27日に資格喪失年月日を平成30年4月1日に訂正したため、請求期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。給料台帳を提出するので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社D店から提出された「平成30年3月給料」及び「平成30年分源泉徴収簿」（以下「給与台帳等」という。）並びに社会保険事務担当者の陳述により、請求者が請求期間にA社D店に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により役員報酬から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る資格喪失年月日を平成30年3月31日から同年4月1日に訂正する厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効

により消滅した後の令和2年11月27日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2100171号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2100082号

第1 結論

請求者のA社（所在地：B県C市D）（以下「A社D店」という。）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を8万8,000円とすることが必要である。

平成30年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和30年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成30年3月31日から同年4月1日まで

請求期間について、被保険者資格をA社D店からA社（所在地：E県F市）に移す際、A社D店の被保険者資格喪失年月日を誤って平成30年3月31日として届け出た。その後、令和2年11月27日に資格喪失年月日を平成30年4月1日に訂正したため、請求期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。給料台帳を提出するので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社D店から提出された「平成30年3月分給料台帳」及び「平成30年分源泉徴収簿」（以下「給与台帳等」という。）並びに社会保険事務担当者の陳述により、請求者が請求期間にA社D店に勤務し、当該期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（8万8,000円）より高い標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料（8,909円）を事業主により役員報酬から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月

額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与台帳等により確認できる本来の報酬月額から、8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る資格喪失年月日を平成30年3月31日から同年4月1日に訂正する厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年11月27日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。